

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震災害)

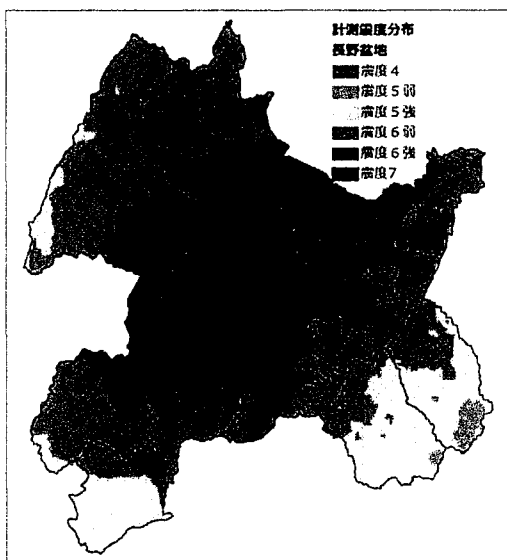
本市では、1847年の善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯と糸魚川-静岡構造線断層帯の地震が想定され、これらの活断層の地震により本市では大きな揺れが予想される。県調査では、それぞれの断層帯の地震動予測ケースによる想定調査を行い、以下の内容が最も大きな揺れと予想されている。

〈想定した地震断層の諸元〉

想定地震	マグニチュード	長さ	傾斜	位置
長野盆地西縁断層帯の地震 (善光寺地震を引き起こした活断層)	7.8	58km	45°	長野盆地西縁
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	8.5	150km	30°	小谷村~早川町
// (北側)	8.0	84km		小谷村~塩尻市

長野盆地西縁断層帯の地震による地震動予測

(強震動生成域：南側大、破壊開始点：南側の場合)



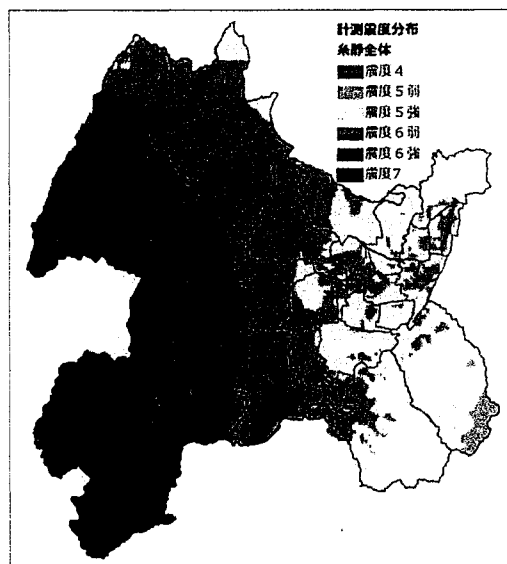
〈長野盆地西縁断層帯の地震〉

断層に近い市の中央北部および西部を中心に震度6強から震度7の強い揺れが予測され、市域の大部分が震度6強以上の揺れが予測される。

液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測されている。

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震による地震動予測

(断層帯全体が活動した場合)



〈糸魚川-静岡構造線断層帯の地震〉

断層に近い市西部の広い範囲で震度7が予測され、市域の西側半分が震度6以上の揺れが予測される。

液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測されている。

それぞれの地震による被害量（冬の18時発生を想定）は以下のとおりと想定される。

想定項目		長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	
		被害数	被害率	被害数	被害率
人的被害	死者	1,910人	0.5%	770人	0.2%
	負傷者	10,850人	2.8%	4,240人	1.1%
	重傷者	5,710人	1.5%	2,250人	0.6%
	自力脱出困難者	6,300人	1.6%	1,000人	0.3%
建物被害	全壊棟数	29,240棟	13.9%	13,200棟	6.3%
	半壊棟数	32,730棟	15.6%	14,810棟	7.0%
	焼失棟数	6,050棟	2.9%	2,030棟	1.0%

（平成27年度防災アセスメント調査結果より）

（風水害）

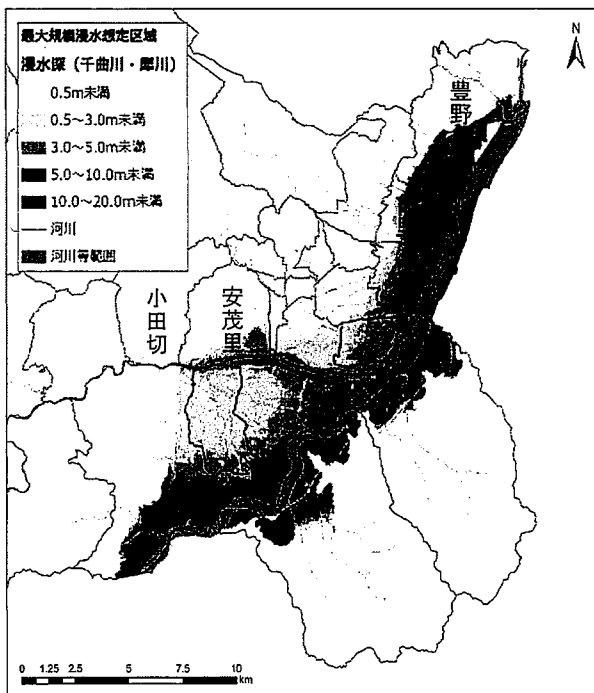
本市の地形は、西部山地と河東山地を控えているため、過去にもしばしば土砂災害が発生し、水害についても同様に台風などによる豪雨時に集中している。さらに、本市中央には一級河川の千曲川、犀川の二大河川が流れ、平野部は急流河川で造る扇状地と、扇状地に押されるように東端に細長く分布する千曲川の氾濫平野となっており、洪水による広範囲の浸水被害も懸念されている。

また、水害には支川の排水障害による内水氾濫もあり、危険要因として旧河道等にみられる低い地形や軟弱な地盤などの地形条件と、小河川の屈曲部や合流部等の河川条件があり、本市内にも内水氾濫の危険性が高い区域が分布している。

【洪水ハザードマップ】

最大規模浸水想定区域図（想定し得る最大規模降雨）

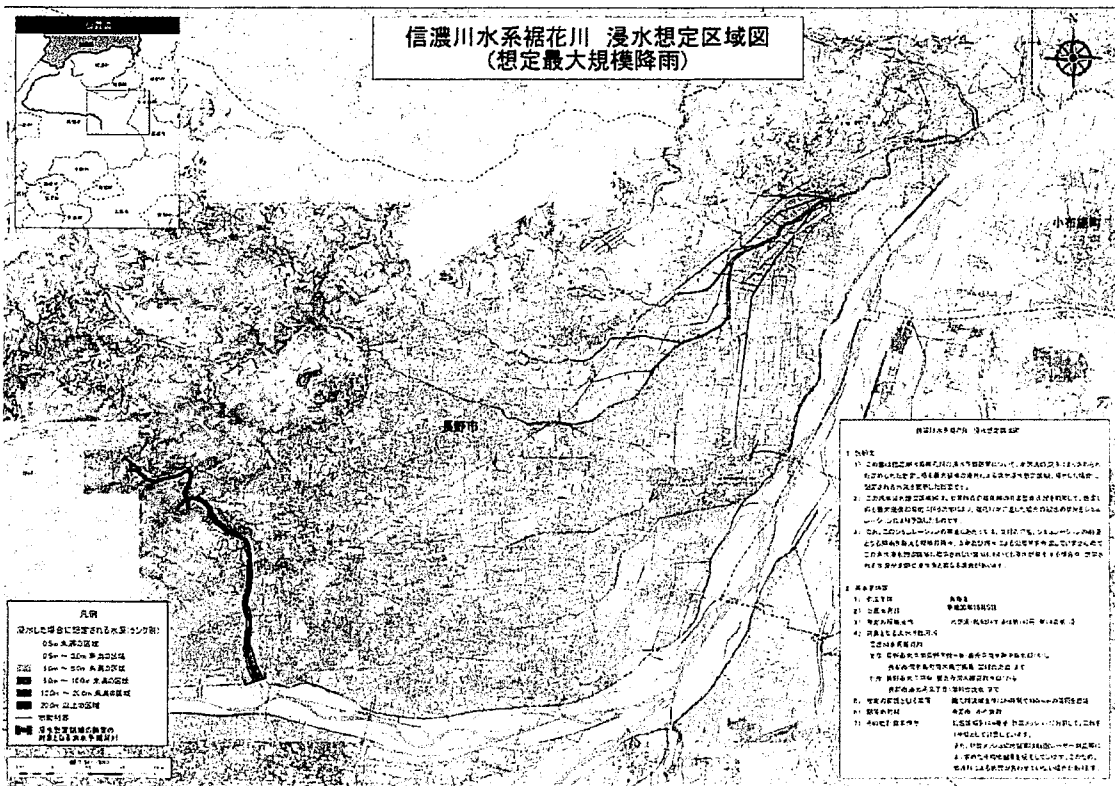
＜国管理河川 千曲川・犀川＞48時間で396mmの降雨を前提とした氾濫シミュレーションによる浸水想定区域
（千曲川河川事務所公表）



千曲川と犀川による洪水については、国が実施した想定し得る最大規模の降雨（396mm/48時間・年超過確立1/1000）を前提とした氾濫シミュレーションによる浸水想定区域により浸水の可能性を評価したところ、千曲川と接する地区と小田切地区より下流の犀川と接する地区で浸水深が0.5m以上となり、安茂里地区と千曲川に接する地区で浸水深が5.0m以上となる。豊野、長沼、古里地区では浸水深が10m以上となる。また、千曲川と犀川による最大規模降雨の浸水想定区域では、市内全域で約10万棟の建物が浸水範囲に分布し、そのうちおよそ60%の約5万8千棟は1階が完全に浸水する3.0m以上の範囲に分布します。

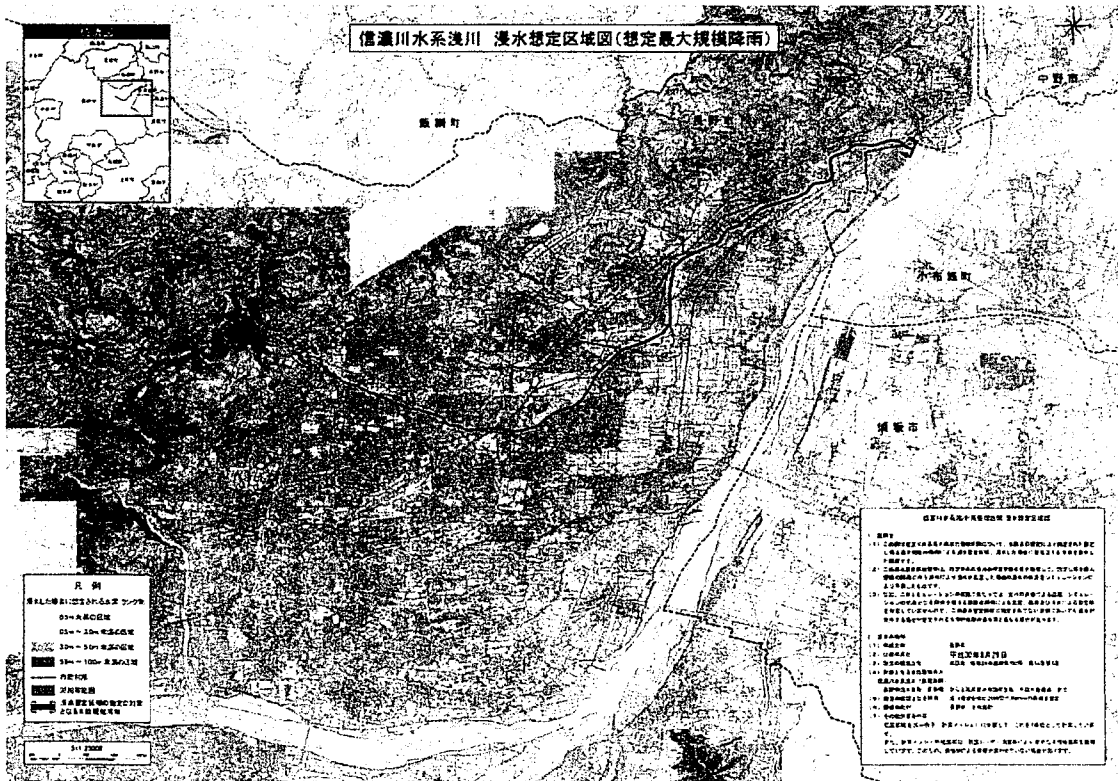
最大規模浸水想定区域図（想定し得る最大規模降雨）

＜県管理河川 裾花川＞裾花川流域全体に24時間で660mmの降雨を想定（H30.10月長野県公表）



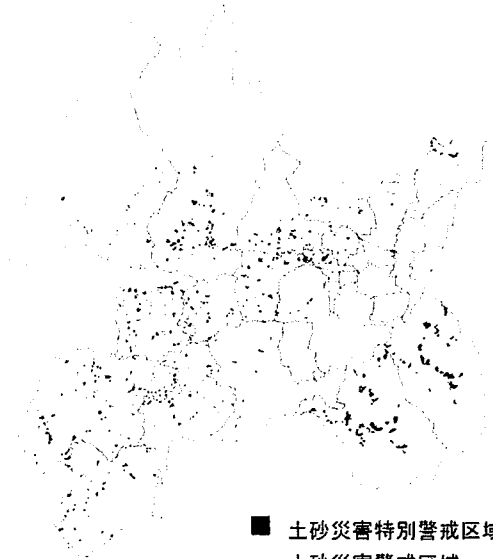
最大規模浸水想定区域図（想定し得る最大規模降雨）

＜県管理河川 浅川＞浅川流域全体に24時間で766mmの降雨を想定（H30.8月長野県公表）



【土砂災害ハザードマップ】

土砂災害警戒区域の分布（急傾斜地）



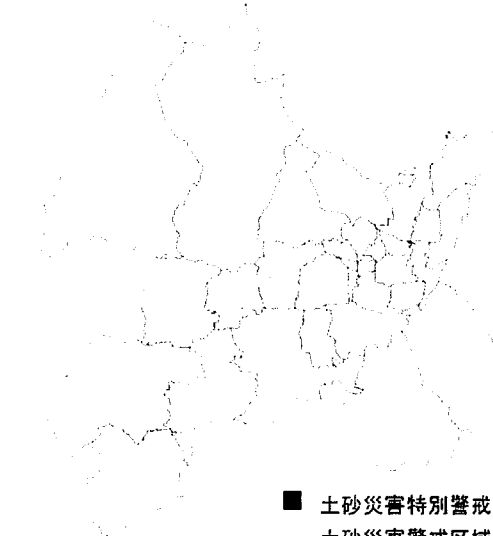
■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域
(平成 27 年度防災アセスメント調査結果より)

土砂災害警戒区域の分布（土石流）



■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域
(平成 27 年度防災アセスメント調査結果より)

土砂災害警戒区域の分布（地すべり）



■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域
(平成 27 年度防災アセスメント調査結果より)

※信州新町の 64 箇所を除く。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

【指定される区域】

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある崩壊を生じることなく耐えることのできる力を上回る区域。

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

【指定される区域】

◆急傾斜地の崩壊

傾斜度が 30 度以上で高さ 5m 以上の区域

急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域

急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍(50m を超える場合は 50m) 以内の区域

◆土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

◆地すべり

地すべり区域（地滑りしている区域または地すべりするおそれのある区域）

地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域

本市は、土砂災害ハザードマップでもわかるとおり、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、土石流、崖崩れ、地すべりによる被災が懸念される。

（その他（令和元年東日本台風による被害））

令和元年 10 月の東日本一帯で大規模な被害をもたらした令和元年東日本台風では、本市においても千曲川堤防決壊及び沿川地域における浸水被害が発生した。

浸水区域は本市全体で 1,541ha に及び、4,000 棟を超える住家が被害を受け、2 名の尊い命が失われる事態となった。

近年、地球温暖化や海水温の上昇に起因するといわれる異常気象により、今後も大規模な洪水災害の発生が懸念されるうえ、地震や土砂災害の発生にも備える必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない場合は、全国かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

まん延防止や、免疫獲得には広域的対応の観点から、フェーズに応じ国や県と連携して感染拡大防止の対策を講じる必要がある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 19,132件

・小規模事業者数 12,616件

(平成28年経済センサスより出典)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数に占める小規模事業者の割合	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	卸・小売業	4,685	2,839	60.5%	市内に広く分散しており中心市街地および幹線道路沿いに多い
	製造業	1,090	878	80.5%	市内に広く分散しており工業団地等集中している地域もある
	宿泊・飲食業	2,167	1,464	67.5%	市内に広く分散
	建設業	1,979	1,849	93.4%	市内に広く分散
	サービス業等※	7,610	5,259	69.1%	市内に広く分散
	その他	1,601	327	20.4%	「A農業、林業」、「B漁業」、「C鉱業、採石業、砂利採取業」、「P医療、福祉」
	計	19,132	12,616	65.9%	

※サービス業等は、日本標準産業分類(中分類)における「F電気・ガス・熱供給・水道業」、「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」、「J金融業、保険業」、「K不動産業、物品賃貸業」、「L学術研究、専門・技術サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業(他に分類されないもの)」を包括しています。

	商工業者数	小規模事業者数
長野商工会議所	14,923	9,820
長野市商工会	3,964	2,630
信州新町商工会	245	166

(3) これまでの取組

ア 長野市の取組

① 計画等の策定

- ・長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年2月）
- ・長野市危機管理指針の見直し（平成26年8月）
- ・長野市受援計画の策定（令和3年3月）
- ・長野市業務継続計画（BCP）【大規模災害編】の策定（令和3年3月）
- ・長野市国土強靱化地域計画の策定（令和3年7月）
- ・長野市地域防災計画の修正（令和3年8月）
- ・善光寺御開帳避難マニュアルの策定（令和4年1月）

② 主な防災事務

- ・災害対応に関すること
- ・相互応援、被災地支援に関すること
- ・危機事象への対応
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応
- ・地域防災力向上のための教育・啓発（ハザードマップの活用、マイタイムラインの普及・地区防災研修等）
- ・防災訓練に関すること
- ・長野市防災会議・国民保護協議会等に関すること
- ・防災計画の策定に関すること
- ・防災情報システム及び防災行政無線に関すること
- ・防災備蓄に関すること（防災備蓄倉庫の整備・防災備蓄品年次計画の策定など）
- ・防災対策に関すること（災害時協定、流域治水、東日本大震災被災者支援、罹災証明事務など）

イ 長野商工会議所の取組

- ・令和元年東日本台風における被災事業者支援
長野県中小企業等グループ補助金に係る支援
被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）に係る支援
長野市被災中小企業者支援事業費補助金に係る支援
金融のあつ旋、税務、労務他災害復旧に係る被災事業者への支援
- ・被災時における被災状況調査、収集及び国・県・市・長野県商工会議所連合会等への情報提供
- ・BCPや事業継続力強化計画等（以下「事業者BCP等」とする。）に関する国・県・市の施策の周知
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催
- ・災害時における必要物資配給等の協力（長野市商工業災害対策連絡協議会）
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯等）を備蓄
- ・経営指導員のBCP及びリスクマネジメントに関する研修会（令和2年度、令和3年度）
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知
- ・長野県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の開設および国・県・市が提供する支援施策の情報提供

ウ 長野市商工会の取組

- ・令和元年東日本台風における被災事業者支援

長野県中小企業等グループ補助金に係る支援

被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）に係る支援

長野市被災中小企業者支援事業費補助金に係る支援

金融のあっ旋、税務、労務他災害復旧に係る被災事業者への支援

- ・被災時における被災状況調査、収集及び国・県・市・商工会連合会等への情報提供
- ・事業者BCP等に関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP等策定支援およびセミナーの開催
- ・長野市及び地域が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・経営指導員のBCP及びリスクマネジメントに関する研修会（平成30年度、令和2年度、令和3年度）
- ・長野県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の開設および国・県・市の支援施策の情報提供および申請支援等

エ 信州新町商工会の取組

- ・事業者BCP等に関する国・県・市の施策の周知
- ・事業者BCP等策定の支援
- ・経営指導員のBCP及びリスクマネジメントに関する研修会（平成30年度、令和2年度、令和3年度）
- ・長野県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の開設および国・県・市の支援施策の情報提供および申請支援等
- ・発災時における災害状況調査への協力
- ・防災訓練の実施

2 課題

（1）事業者の課題

- ・令和元年東日本台風被災以降は、防災・減災等への意識の高まりはあったが、日が経過していくにつれ、目前にある経営課題解決が優先となり、事業者BCP等の作成が進まない。特に小規模事業者においては、BCP作成のみならず、事業計画作成に関する経験値が低いため、計画策定となると難色を示す傾向にある。
- ・自然災害や感染症拡大等に見舞われた際、事業継続に大きな支障が生じ得ること、また、影響等を最小限に抑えるためにBCPが有効であること等の知識や認識が乏しく具体的なリスク対策が行われていない。
- ・事業者BCP等策定や防災・減災に係る各種ツールが活用されていない。

（2）長野市と商工3団体の課題

- ・現状では、災害発生時の連携体制について長野市および商工3団体間において具体的体制や仕組みが構築されていない。
- ・今後の災害発生時に商工団体職員が対応を行う局面で、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・各団体ともにBCPを策定しているが、職員間での内容の共有や理解が不十分であるため、効果的に機能を発揮できるかという点に課題がある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策において、小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を

出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知方法・手段が構築されていない。

3 目標

(1) 小規模事業者の災害対応力の強化

- ・小規模事業者に対し、災害及び感染症発生時における事業継続に係るリスクについて啓蒙し、事前対策の必要性や防災意識の向上を図る。
- ・事業者BCP等の策定支援を強化し、小規模事業者の災害時対応力の底上げを図る。

(2) 被害の把握・報告ルートおよび支援における連携体制の確立

- ・発災時における連携を円滑に行うため、長野市および商工3団体間における緊急連絡網及び被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかに応急・復興支援が行えるよう、各組織内・組織間における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・域内において感染症発生期には速やかに感染拡大防止措置が行えるよう、各組織内・組織間における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 支援の対応力の強化

- ・各商工団体で、平時・緊急時を含め事業継続力強化に向けた対応ができるよう構成団体職員のスキル向上を図る。
- ・発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また、域内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年6月1日～令和9年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

長野市と商工3団体の役割分担や体制について整理を行い、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

長野市と商工3団体で令和元年東日本台風災害時の被災事業者支援を振り返り、実施可能な支援や発災後の調査内容等の整理を行い共有する。また、各商工団体は各々のBCPにより災害等発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう見直しを図るとともに、連携体制について協議する。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 県・市で提供している防災アプリや県長野建設事務所等が提供している河川砂防情報等の周知を行い、災害情報の取得や活用を促進するとともに、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、行政の支援策の活用等）について周知を図る。
- ・ 各商工団体の会報やホームページ等において、本計画を公表するほか、国・県・市等の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP等の策定、事業規模・実態に沿った実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する。事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等を事業者へ周知し、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、感染拡大防止にともなうオフィス内換気設備の設置、非接触型の新しい社会様式に沿った整備等を行うための支援策等について情報提供や活用支援を行う。

イ 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 長野商工会議所は、平成30年7月に「長野商工会議所事業継続計画・震災マニュアル」を作成済み（別添）。
- ・ 長野市商工会は、令和4年4月に「長野市商工会事業継続計画・震災マニュアル」を作成済み（別添）。
- ・ 信州新町商工会は、令和4年3月に「信州新町商工会事業継続計画・震災マニュアル」を作成済み（別添）。

ウ 事業者BCP等策定に向けた関係団体等との連携

- ・ 小規模事業者に対する周知活動や事業者BCP等の策定支援にあたっては、地域の金融機関及び士業団体と連携する。
- ・ 「長野県BCP策定支援プロジェクト」および「長野市BCP策定促進事業（仮称）」を活用し、BCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。

- ・損害保険会社等と連携を図り、事業者BCP等に関するセミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の周知に取り組む。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示や、セミナーの共催等について連携を図る。

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等への取組状況について確認を行う。
- ・事業者BCP等の実行支援や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣等による継続的な支援を実施する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生（令和元年東日本台風における被災状況と同規模）を想定して、長野市と商工3団体の連絡ルートが迅速に機能するかの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。
- ・令和元年東日本台風時の経験を鑑み、発災直後から必要となる各種被災状況調査の調査項目を精査し、長野市と商工3団体で共有し、発災後に迅速な対応ができるようにする。
- ・感染症拡大等の影響による職員減少に備えたクロストレーニングを行う。

（2）発災後の対策

自然災害等による発災時は、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後5時間以内に各職員の安否報告を行う。
（SNS（LINE、Facebook等）、災害用伝言ダイヤル（171）、メール、電話等を活用して安否確認を行う。）
- ・職員の安否確認後、各商工団体（支部ごと）の大まかな被害状況、業務従事の可否等を長野市と商工3団体で共有する。
- ・商工3団体の自然災害等発災時における出勤は以下のとおりとする。
 - ① 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - ② 道路陥没や崖崩れ等により交通の遮断がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
 - ③ 家族が被災した場合は、出勤せずに家族の身の安全が確保された後出勤する。
- ・商工3団体の職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合を想定して、参画する連携3団体及び役員等により被災状況を確認する。
- ・商工3団体は、感染症拡大や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、長野市における感染症対策本部設置の方針に基づき、速やかに応急対策の実施を検討する。

イ 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点で、その被害状況に応じて長野市と商工3団体の4者で実施する応急対策の方針等を決定する。
- ・想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

《被害規模の目安と想定する応急対策の内容》

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<p>○地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</p> <p>○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</p> <p>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。</p>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務</p> <p>3) 復興支援策を活用するための支援業務</p>
被害がある	<p>○地区内の1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</p> <p>○地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</p>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務</p>
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

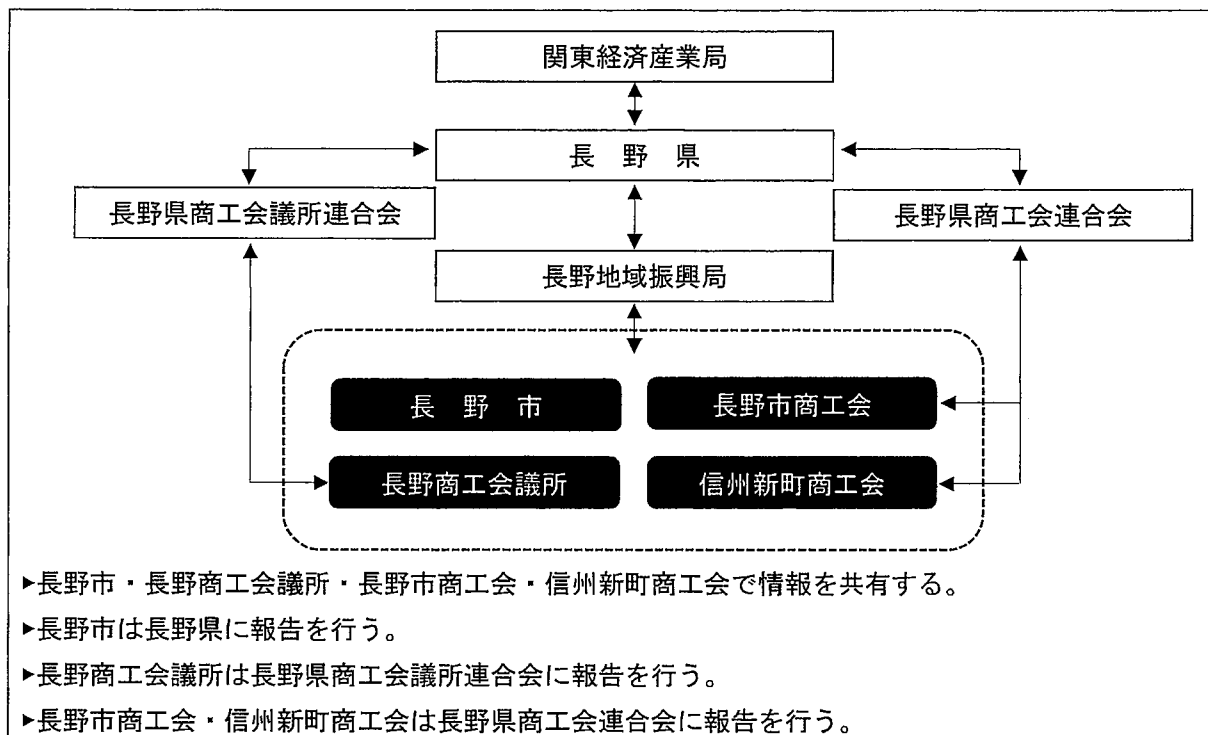
《被害情報等を4者間で共有する間隔》

期間	情報共有する間隔
発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～2ヶ月	1週間に1回共有する
2ヶ月以降	1ヶ月に1回共有する

- ・長野市で取りまとめた「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・発生時（新型コロナウイルス感染症においては感染拡大時）に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行なう活動内容について決める。
- ・長野市と商工3団体は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について確認を行う。
- ・長野市と商工3団体が共有した情報を指定の方法で長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・国の動向や県の方針等を確認しながら、長野市と調整のもと小規模事業者の相談・支援を最優先とした「特別相談窓口」を、安全性が確保された場所に設置する。
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を関係機関等と連携しながら確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知し、必要に応じて申請支援を実施する。
- ・相談対応時に適切な施策が公表されない場合は、施策が公表され次第追って連絡ができるよう、相談者の連絡先及び状況を取りまとめておく。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・初動対応として、特に各種施策を利用するうえで必要な、被害状況の写真や罹災証明書等の交付手続きについて周知徹底する。
- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対する支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を日本商工会議所や全国商工会連合会、県等に相談する。
- ・各商工団体の会報やホームページ等により、継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防・対策に関する情報等を発信する。

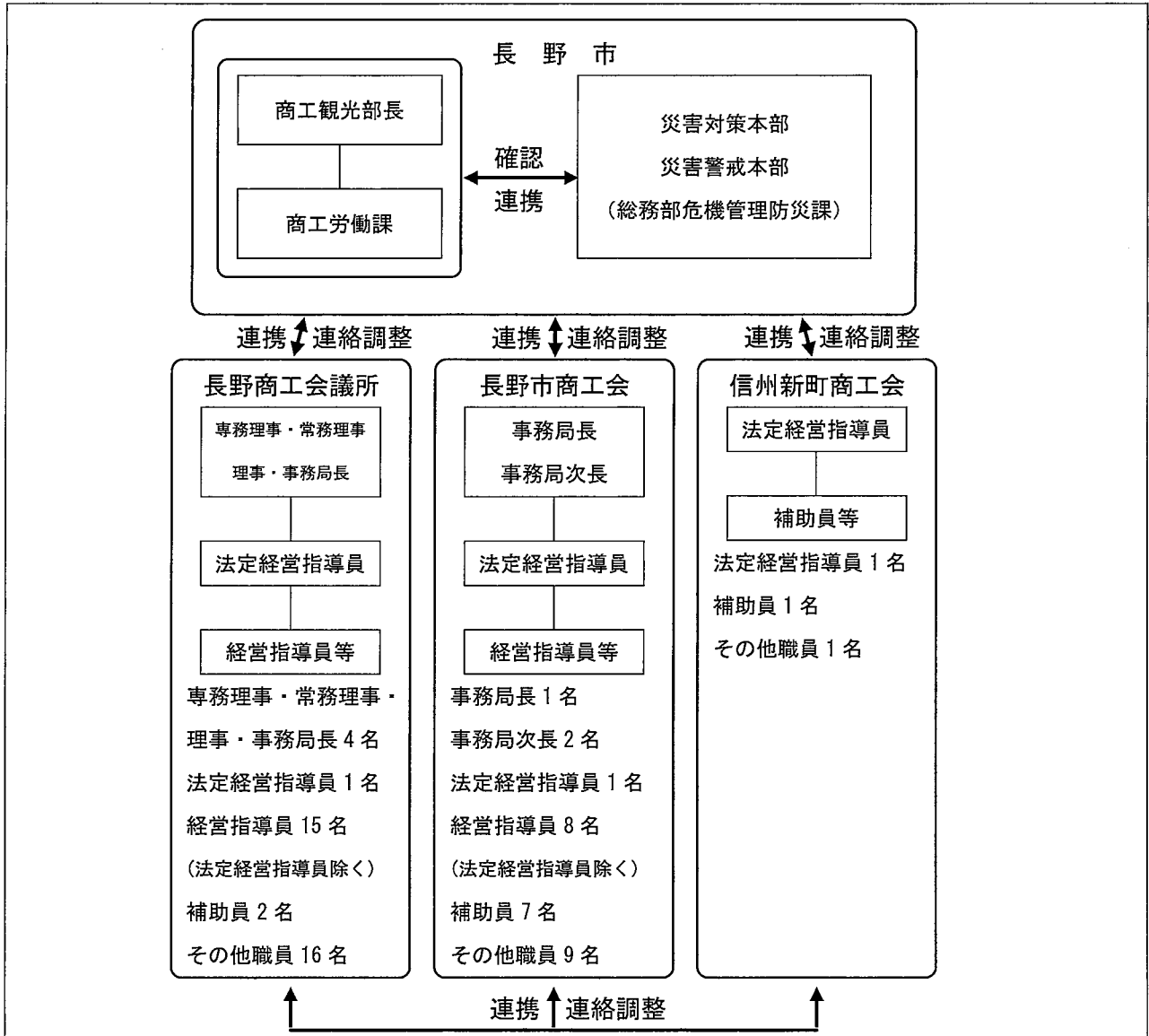
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 4 月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は後述 3 参照）

<長野商工会議所>

経営指導員 武藤隆之（中小企業支援センター 経営支援部次長）

<長野市商工会>

経営指導員 片桐圭子（経営支援センター センター長）

<信州新町商工会>

経営指導員 北澤一孝

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本支援計画の推進にあたり、市・商工会議所・商工会が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行う。（1年に1回以上）
- ・法定経営指導員および経営指導員は、長野県商工会議所連合会や長野県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催（1年に1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 長野商工会議所（中小企業支援センター）

〒380-0904 長野県長野市七瀬中町276
TEL : 026-227-2428 / FAX : 026-227-2758
E-mail : ncci@nagano-cci.or.jp

(2) 長野市商工会

〒381-2205 長野県長野市青木島町大塚881-1
TEL : 026-284-4556 / FAX : 026-285-3344
E-mail : info@naganoshi-sci.or.jp

(3) 信州新町商工会

〒381-2405 長野県長野市信州新町新町31-2
TEL : 026-262-2138 / FAX : 026-262-2021
E-mail : sin-sci@ngn.janis.or.jp

(4) 長野市役所（商工観光部商工労働課）

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613
TEL : 026-224-5041 / FAX : 026-224-5078（商工労働課代表）
E-mail : skr@city.nagano.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(1) 長野商工会議所

(単位 千円)

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	必要な資金の額		500	500	500	500
1. チラシ等作成費		100	100	100	100	100
2. セミナー等開催費		100	100	100	100	100
3. 専門家派遣費		200	200	200	200	200
4. 諸会議開催費		20	20	20	20	20
5. 防災・感染症対策費		80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(2) 長野市商工会

(単位 千円)

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	必要な資金の額		300	300	300	300
1. チラシ等作成費		60	60	60	60	60
2. セミナー等開催費		60	60	60	60	60
3. 専門家派遣費		120	120	120	120	120
4. 防災・感染症対策費		60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(3) 信州新町商工会

(単位 千円)

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	必要な資金の額		200	200	200	200
1. チラシ等作成費		50	50	50	50	50
2. セミナー等開催費		30	30	30	30	30
3. 専門家派遣費		90	90	90	90	90
4. 防災・感染症対策費		30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

- ・会費収入や事業収入等による自主財源、長野市補助金、長野県補助金、国補助金 等